

利益相反管理方針の概要

平成21年6月1日制定
田原証券株式会社

田原証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3第1項第3号の規定に従い、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「利益相反取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保する為に利益相反取引を管理する体制を利益相反管理方針として策定いたしました。

当社は、法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反取引

利益相反取引とは、金融商品取引法第36条第2項に定める当社が行う取引に伴い、お客様の得られる利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反取引の特定・類型化

当社は、利益相反取引をあらかじめ、以下のとおり特定・類型化します。

- ① 有価証券に係るお客様の取引情報（潜在的な取引情報を含む）を基に、当該有価証券について、自己勘定取引を行う行為
- ② 自己勘定において保有する有価証券について、お客様に推奨・販売する行為

3. 利益相反の管理方法

当社は、自己勘定取引のモニタリングによる監視等により、お客様の利益相反を適切に管理いたします。

4. 利益相反の管理体制

当社は利益相反管理態勢の整備及びその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理統括者を設置いたします。

利益相反管理統括者は利益相反管理に必要な情報を集約するとともに、利益相反取引を特定し、利益相反管理を適格に実施いたします。

また、利益相反管理の有効性を適切に検証し、改善してまいります。

5. 利益相反の管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、以下のとおりです。

- 田原証券株式会社

以上